

1号認定の「預かり保育」制度について（公立認定こども園）

阿波市では、全ての認定こども園で1号認定の預かり保育を実施しています。

公立認定こども園を利用する児童で、預かり保育を希望される方は、次の制度内容をご確認いただき、「預かり保育利用申請書」に必要事項を記入のうえ各施設に提出してください。（申請書は、子育て支援課・各施設に備え付けています。）私立認定こども園を利用される方については、入園案内の施設情報をご覧ください、直接ご利用の施設へお申し込みください。

1. 預かり保育の目的

保護者の子育てを支援するために、保護者の就労等の理由により家庭での保育が困難である児童に対し、教育時間終了後に保育・教育活動を行うことにより、児童の心身の健全な育成を図ることを目的としています。

2. 預かり保育が利用できる要件

1号認定を受け、かつ阿波市内の認定こども園に在籍し、次の項目のいずれかに該当する場合、家庭での保育が困難であるとして、預かり保育が利用できます。

- (1) 保護者が家事以外の仕事についている。
- (2) 保護者が就学（職業訓練等も含む）している。
- (3) 保護者が妊娠中または出産後間がない。（産前8週間・産後8週間）
- (4) 保護者が病気または怪我の治療中である。
- (5) 保護者が同居の親族等を常時介護または看護している。
- (6) 保護者が震災、風水害、火災その他の復旧に当たっている。
- (7) 虐待・DV等のおそれがある場合
- (8) その他、施設長が認める前各号に類する状態にあること。

※ ただし、上の項目に該当する場合であっても、児童の状況等に応じた指導体制が整わない場合は、預かり保育をお断りすることがあります。

3. 預かり保育利用に必要な手続き

(1) 預かり保育利用申請

「預かり保育利用申請書」の提出が必要となります。利用希望の場合は、施設または、子育て支援課にて手続きを行ってください。（申請書は各施設、子育て支援課に備え付けています。）

(2) 預かり保育の要件（上記(1)～(8)）を証明する書類（就労証明書等）の添付が必要です。

4. 『施設等利用給付認定申請』について

1号認定を受け、預かり保育を利用する方のうち、保護者の就労等により保育の必要性が認められた場合は、預かり保育の利用料が無償化（土曜保育、一時預かり保育は対象外）されます。

※無償化の対象となるためには、阿波市に「施設等利用給付認定申請」を行い、認定を受けていただく必要があります。詳しいことは、子育て支援課へお問い合わせください。

5. 預かり保育の実施施設

預かり保育は、公立認定こども園にて実施します。ただし、土曜保育は一条・土成・八幡・伊沢認定こども園のみ実施となります。（大保認定こども園については、八幡認定こども園での集中預かり保育となります。）

6. 預かり保育実施日

預かり保育の実施日は、祝祭日と施設長が指定した日を除く、月曜日から土曜日までとします。

- (1) 通常の月曜日から金曜日
- (2) 長期休業日（春休み・夏休み・冬休み）
- (3) 土曜日…一条・土成・八幡・伊沢認定こども園にて実施します（在園児対象）。

7. 通年利用の預かり保育について

一条・土成・八幡・伊沢・大俣認定こども園の預かり保育については、下の表のとおりです。

通常の預かり保育	時 間	13:00～18:00
	保育料	4,000円
長期休業中の預かり保育	時 間	8:00～18:00
	保育料	4,000円
土曜日の預かり保育	時 間	8:00～12:15
	保育料	500円
通常日及び長期休業中の延長保育	時 間	18:00～19:00
	保育料	250円

8. 一時利用の預かり保育について

※ 一時預かり保育は、臨時的に一日単位で預かり保育が利用できる制度です。

※ 利用は月10日までとします。

実施日	通常の月曜日～金曜日
時 間	13:00～18:00
保育料	1,000円/日

9. 預かり保育料の減免

阿波市に住所を有する生活保護世帯及び災害その他特別の事情により保育料を納付することが困難な世帯は、預かり保育料を減免、またはその徴収の延期措置を受けることができます。

減免対象となる方で減免を希望される方、徴収の延期措置を受ける方は、各施設までお申し出ください。

※ 必要経費（給食費、おやつ代等）は減免できません。

10. その他留意事項

- (1) 登園及び降園は保護者の責任（送迎）で行うものとします。ただし、5歳児については、校区によって小学生と一緒に集団登校ができます。
- (2) 児童の病気等により緊急事態が発生した場合には、保護者の責任で処置するために迎えに来てください。
- (3) 降園時間を遵守しない保護者の児童については、預かり保育の利用許可を取り消す又は認めないことがあります。
- (4) 預かり保育料及び必要経費を3か月に渡って滞納した場合は、預かり保育の利用許可を取り消すことがあります。
- (5) 世帯状況の変化等により、預かり保育が必要なくなった又は必要ないと判断できる場合は、預かり保育の利用許可を取り消す又は認めないことがあります。